現行	改正案
~ 略 ~	~ 略 ~
(町民税の減免)	(町民税の減免)
第19条 (略)	第19条 (略)
2 (略)	2 (略)
(1) 納税義務者の住所又は事務所若し	(1) 納税義務者の住所又は事務所若し
くは事業所の所在地、氏名又は名称及	くは事業所の所在地、氏名又は名称及
び個人番号(行政手続における特定の	び法人番号(
個人を識別するための番号の利用等	
に関する法律第2条第5項に規定する	
個人番号をいう。以下同じ。)又は法	
人番号(個人番号又は法人番号を有し	法人番号を有し
ない者にあっては、住所又は事務所若	ない者にあっては、住所又は事務所若
しくは事業所の所在地及び氏名又は	しくは事業所の所在地及び氏名又は
名称)	名称)
$(2) \sim (4) \qquad (略)$	$(2) \sim (4)$ (略)
3 (略)	3 (略)
~ 略 ~	~ 略 ~
(施行規則第15条の3第2項の規定による	(施行規則第15条の3第2項の規定による
補正の方法の申出)	補正の方法の申出)
第22条 (略)	第 2 2 条 (略)
(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び	(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び
個人番号	個人番号(行政手続における特定の個
	人を識別するための番号の利用等に
	関する法律第2条第5項に規定する個
又は法人	人番号をいう。以下同じ。)又は法人
番号(個人番号又は法人番号を有しな	番号(個人番号又は法人番号を有しな
い者にあっては、住所及び氏名又は名	い者にあっては、住所及び氏名又は名
称)	称)
$(2) \sim (4)$ (略)	$(2) \sim (4)$ (略)
2 (略)	2 (略)
~略~	~略~
(特別土地保有税の減免)	(特別土地保有税の減免)
第 36条 (略)	第 3 6 条 (略)
2 (略)	2 (略)
(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称	(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称
及び個人番号又は法人番号(個人番号	
<u>又は</u> 法人番号を有しない者にあって	法人番号を有しない者にあって

は、住所及び氏名又は名称) (2)・(3) (略)

3 (略)

~略~

は、住所及び氏名又は名称)

(2) • (3) (略)

3 (略)

~ 略 ~

<u>附 則</u>

この条例は、公布の日から施行する。